

令和3年2月5日開催

第11回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和2年度 第11回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和3年2月5日(金)
 2. 開催時刻 開 刻 13時25分
 閉 刻 13時49分
 3. 開催場所 遠軽町議会議場
 4. 出席委員 18人

会 長	18番	新国	純一
会長職務代理者	17番	石丸	博雄
委 員	1番	梶田	政實
委 員	2番	佐藤	克哉
委 員	3番	菅井	誠
委 員	4番	笹原	仁
委 員	5番	西	美紀
委 員	6番	菅井	美德
委 員	7番	林	秀和
委 員	8番	鈴木	和弘
委 員	9番	岡田	一司
委 員	10番	石山	幸一
委 員	11番	大河原	正一
委 員	12番	大村	明
委 員	13番	須藤	智弘
委 員	14番	西原	弘子
委 員	15番	原田喜一郎	
委 員	16番	早川	剛司

5. 欠席委員 0人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委 員	3番	菅井	誠
委 員	13番	須藤	智弘

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 小川 哲也

第3 議案第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 あっせん委員の指名について

7. 出席農業委員会事務局職員

事 務 局 長	広瀬	淳次
主 幹	吉岡	秀利
農地・農業振興担当係長	小川	哲也
農地・農業振興担当主任	加藤	一実

8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された令和2年度第11回（R3.2.5）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員18名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、3番 菅井（誠）委員、13番 須藤委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

◆ 諸般の報告

1. R3. 1. 7（金）13：30～
第10回農業委員会総会

◆ 今後の予定

1. R3. 2. 16（火）10：00～
地区別農業委員会会長・事務局長研修会【北見市】
新型コロナにより中止
2. R3. 2. 25（木）10：00～
令和2年度ブロック別農業委員会職員研修会【北見市民会館】
事務局長、主幹、係長出席予定
3. R3. 3. 3（水）13：30～
第12回農業委員会総会

議長 ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。
議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

それでは、議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第1号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

1 通知者の住所氏名
賃貸人－常呂郡佐呂間町 ● ● ●
● ● ● ●

賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地
所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「 ● ● 」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「40,878」

3 通知の理由
平成27年3月12日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類
合意解約
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第1号についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いた

します。

議案書をご覧ください。

整理番号 1 1 から 1 2 につきましては、所有権移転でございます。

整理番号 1 1 ・所在「●●●」・地番「●●外 2 筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「3 筆合計 4, 3 6 9」・譲渡人「●●●●」・労働力（人）「0」・経営面積（㎡）「畑 0」・申請理由「譲受人の希望により譲渡する」・譲受人「●● ●●」・労働力（人）「1」・経営面積（㎡）「畑 2 7 2, 5 4 5. 8 3」・申請理由「経営規模拡大のため」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

整理番号 1 2 ・所在「●●●」・地番「●●外 3 筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「4 筆合計 2, 3 3 4」・譲渡人「●●●●」・労働力（人）「0」・経営面積（㎡）「畑 0」・申請理由「譲受人の希望により譲渡する」・譲受人「●● ●●」・労働力（人）「3」・経営面積（㎡）「畑 1 8 6, 3 6 8. 1 8」・申請理由「経営規模拡大のため」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第 2 号「整理番号 1 1」についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

暫時休憩いたします。（13：33～13：33）

職務代理者 再開します。

これより、議案第 2 号「整理番号 1 2」についての質疑を行います。この議案は、「農業委員会等に関する法律第 3 1 条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。

暫時休憩いたします。（13：34～13：34）

職務代理者 再開します。
これより、議案第2号「整理番号12」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

職務代理者 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

職務代理者 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第2号「整理番号12」の審議が終了しましたので、「●番
●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。（13：35～13：35）

職務代理者 再開します。
●●委員に申し上げます。
議案第2号「整理番号12」は、原案のとおり決定したので、その
旨をご報告します。

暫時休憩いたします。（13：36～13：36）

議長 再開します。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」4件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号84～86につきましては、所有権移転でございます。
整理番号84、所在「●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿一畑、
田・現況は全て畑」・面積（㎡）「5筆合計 31,438」・譲渡人
「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係
「売買」・移転時期「R3.2.15」・支払期限「R3.11.30」・金額（円）
「全筆2,400,000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、先月の第10回総会であっせん申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行って結果、売買が成立した件でございます。

整理番号85、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「5,852」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R3.2.15」・支払期限「R3.11.30」・金額（円）「全筆480,000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、先月の第10回総会であっせん申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行って結果、売買が成立した件でございます。

整理番号86、所在「●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「3筆合計 45,371」・譲渡人「●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R3.2.15」・支払期限「R3.4.30」・金額（円）「全筆3,500,000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、12月の第9回総会であっせん申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行って結果、売買が成立した件でございます。

整理番号87につきましては、賃貸借でございます。
整理番号87、所在「●●●」・地番「●●外3筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「4筆合計 92,121」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.2.15」・終期「R4.12.31」・期間「1年10ヶ月」・金額（円）「年233,000」・支払方法「毎年12月20日までに指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが期間満了のため新たに賃貸借を設定するものでございます。

以上で説明を終わります。

これより、議案第3号「整理番号84」と「整理番号85」についての質疑を行います。 「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。

暫時休憩いたします。（13：42～13：42）

議長 再開します。
これより、議案第3号「整理番号84」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号85」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第3号「整理番号84」と「整理番号85」の審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。

暫時休憩いたします。（13：43～13：43）

議長 再開します。
●●委員に申し上げます。
議案第3号「整理番号84」「整理番号85」は原案のとおり決定しましたので、その旨をご報告します。

暫時休憩いたします。（13：44～13：44）

職務代理者 再開します。
これより、議案第3号「整理番号86」についての質疑を行います。 「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。（13：45～13：45）

職務代理者 再開します。
これより、議案第3号「整理番号86」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

職務代理者 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

職務代理者 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第3号「整理番号86」の審議が終了しましたので、「●番
●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。（13：46～13：46）

職務代理者 再開します。
●●委員に申し上げます。
議案第3号「整理番号86」については、原案のとおり決定したの
で、その旨をご報告します。

暫時休憩いたします。（13：47～13：47）

議 長 再開します。

次に、議案第3号「整理番号87」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第4号「あっせん委員の指名について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第4号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

- 1 あっせん申出人
常呂郡佐呂間町 ● ● ● ●
● ● ● ●
- 2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ●」・地目「公簿及び現況は畑」・面積（㎡）「40, 878」
- 3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第4号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名しておりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
それでは、議案第4号のあっせん委員については、2番 佐藤委員、
13番 須藤委員を指名します。

各委員は、よろしくお願ひします。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これをもちまして、令和2年度第11回農業委員会総会を閉会します。